

第16回総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会資料より引用

トップランナー機器の現状と 今後の対応に関する整理について

平成27年12月15日

資源エネルギー庁

1. トップランナー制度の概要

○1998年の改正省エネ法に基づき、自動車や家電等についてトップランナー方式による省エネ基準を導入している。2015年1月現在、特定エネルギー消費機器として28機器(特定熱損失防止建築材料である断熱材、サッシ、複層ガラスを加えると31品目)が対象となっている。

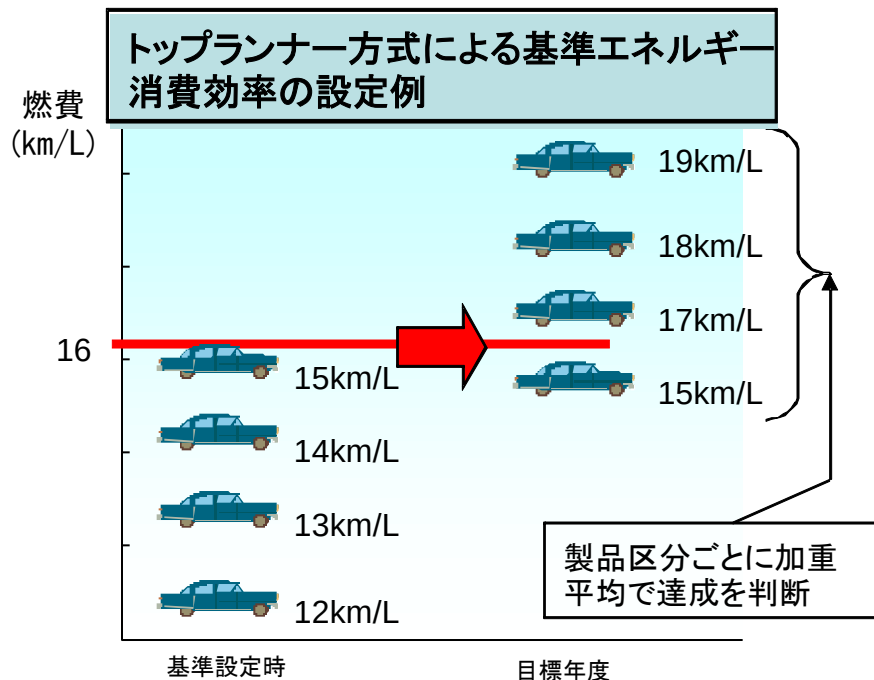
＜省エネ法に基づくトップランナー方式の対象となる機器＞

- (1) 自動車や電気機器(家電・OA機器)等の特定エネルギー消費機器に係るエネルギー消費性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準※(以下、「省エネ基準」という。)を、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定め、機器のエネルギー消費効率の更なる改善の推進を行う。

※判断の基準・・・目標年度、区分、目標基準値(基準エネルギー消費効率)、基準値の達成判定方法、測定方法

- (2) なお、トップランナー制度の対象となるトップランナー機器は、エネルギー消費機器のうち以下の三要件を満たすものとされる(省エネ法第78条)。

- ①我が国において大量に使用される機器であること
- ②その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機器であること
- ③その機器に係るエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なものであること(効率改善余地等があるもの)



トップランナー機器(28機器)

- | | | |
|-------------------------|------------|---------------|
| 1. 乗用自動車 | 10. 電気冷蔵庫 | 20. 電子レンジ |
| 2. エアコンディショナー | 11. 電気冷凍庫 | 21. DVDレコーダー |
| 3. 照明器具(蛍光灯器具、電球形蛍光ランプ) | 12. ストープ | 22. ルーティング機器 |
| 4. テレビジョン受信機 | 13. ガス調理機器 | 23. スイッチング機器 |
| 5. 複写機 | 14. ガス温水機器 | 24. 複合機 |
| 6. 電子計算機 | 15. 石油温水機器 | 25. プリンター |
| 7. 磁気ディスク装置 | 16. 電気便座 | 26. ヒートポンプ給湯器 |
| 8. 貨物自動車 | 17. 自動販売機 | 27. 三相誘導電動機 |
| 9. ビデオテープレコーダー | 18. 変圧器 | 28. 電球形LEDランプ |
| | 19. ジャー炊飯器 | |

2. トップランナー制度に係る今後の対応に関する整理

現 状

- これまで多くの機器で複数回の見直しを実施、結果、エネルギー消費効率が大幅に改善
 - ・乗用自動車、電子計算機、テレビなどは、現在、第3次基準
 - ・エアコン、電気冷蔵庫、照明器具などは、第2次基準の目標年度を経過
- 近年、機器によっては改善幅が縮小傾向にある状況

今後の対応に関する整理

1. 目標年度待ちの機器・・・例：乗用自動車

2. 目標年度を経過した機器

- ・省エネ法第78条(トップランナー機器三要件)に基づいて以下のとおり整理

- ・我が国において大量に使用される機械器具であること
- ・その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること
- ・その機械器具に係るエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なものであること(効率改善余地等があるもの)

(1) 省エネ基準を見直しする方向で検討すべき機器(引き続き三要件に該当、測定方法の改訂等)

・・・例：エアコンディショナー(家庭用)

(2) 省エネ基準の据置を含め検討すべき機器(三要件を満たしているか等の要否判断の調査が必要)

・・・例：石油ストーブ

3. トップランナー機器から除外すべき機器・・・例：ビデオテープレコーダー

- ・事実上、新規で製造又は輸入が見込まれない機器

4. 今後追加予定の機器・・・例：ショーケース

- ・省エネポテンシャルを有する観点からトップランナー機器の対象とすべきか検討

※平成27年度以降に実施する実態調査の結果を踏まえて最終的な判断を行うこととする。

今後の対応に関する整理

		1. 目 標 年 度 待 ち の 機 器	2. 目 標 年 度 を 経 過 し た 機 器		3. ト ッ プ ラ ン ナー 機 器 か ら 除 外 す る 機 器	4. 今 後 追 加 予 定 の 機 器
			(1) 省エネ 基準を 見直し する方 向で検 討すべ き機器	(2) 省エネ 基準の 据置を 含め検 討すべ き機器		
①乗用自動車		○				
②エアコン ディショ ナー	家庭用		○			
	業務用	○				
③蛍光灯を 主光源とす る照明器具	蛍光灯器具			○		
	電球形蛍光ランプ			○		
④テレビ ジョン受信 機	ブラウン管テレビ				○	
	液晶・プラズマ テレビ			○		
⑤複写機		○				
⑥電子計算機			○			
⑦磁気ディスク装置			○			
⑧貨物自動車		○				
⑨ビデオテープレコーダー					○	
⑩電気冷 蔵庫	家庭用		○			
	業務用	○				
⑪電気冷 凍庫	家庭用		○			
	業務用	○				
⑫ストーブ	ガス			○		
	石油			○		

		1. 目 標 年 度 待 ち の 機 器	2. 目 標 年 度 を 経 過 し た 機 器		3. ト ッ プ ラ ン ナー 機 器 か ら 除 外 す る 機 器	4. 今 後 追 加 予 定 の 機 器
			(1) 省エネ 基準を 見直し する方 向で検 討すべ き機器	(2) 省エネ 基準の 据置を 含め検 討すべ き機器		
⑬ガス調理機器				○		
⑭ガス温水機器			○			
⑮石油温水機器			○			
⑯電気便座				○		
⑰自動販売機				○		
⑱変圧器		○				
⑲ジャー炊飯器				○		
⑳電子レンジ				○		
㉑DVDレコーダー				○		
㉒ルーティング機器	小型			○		
	大型					○
㉓スイッチング機器	小型			○		
	大型					○
㉔複合機		○				
㉕プリンター		○				
㉖ヒートポンプ給湯器		○				
㉗三相誘導電動機		○				
㉘電球形LEDランプ		○				
(新規)ショーケース						○